第1回改定委員会

移動等円滑化促進地区における公共施設の整備方針

論点 ③

① 小中学校のバリアフリー基準適合義務に対応する方針

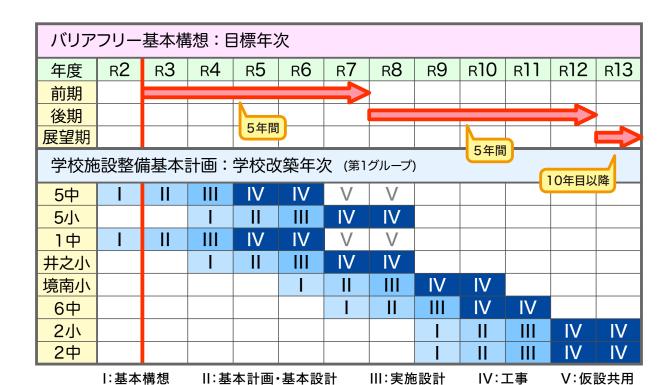
現在進行中の学校改築計画では、全てバリアフリー法適合整備が予定されている。 しかしながら、学校、特に体育館などにおいては、避難所や選挙投票所としての利 用もあり、**既存校舎おいても**できる限りバリアフリー整備していくことが望まれる。

武蔵野市学校施設整備基本計画 (令和2年3月)

適用は改築時のみ

バリアフリーな施設 ~抜粋~

また、学校の教育活動への地域人材の受入れ、地域住民による生涯学習の場 としての利用、災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、ユニバーサル デザインの採用や、校舎のすべての階に多目的トイレを設置するなど、多様な **人々が利用することを想定** し計画します。



② バリアフリー基準適合外の対応方法や、 人的支援(心のバリアフリー)についての検討

ex. 距離が確保できず、基準どおりのスロープ設置が 困難な箇所でも 可搬型スロープ が用意され その場に介助者がいれば段差を乗り越 えることは容易になる。

